

特定施設の届出について

騒音規制法及び振動規制法では、大きな騒音、振動を発生する施設を「特定施設」として定めています。市が指定した地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置する場合は、規制基準の遵守や各種の届出が義務付けされています。規定された届出事項、特定施設は下表のとおりです。

なお、届出期限までに提出できなかった場合は、遅延理由書（様式自由）が必要です。

(1) 規制地域の区分について

周南市における騒音及び振動の区域の区分は、下表のとおりです。

用途地域	騒音の区域区分	振動の区域区分
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域(1)
工業地域 工業専用地域（一部地域指定）	第4種区域	第2種区域(2)

(2) 特定工場等（特定施設）に対する規制基準

騒音にかかる規制基準（敷地境界線上で下表の基準値以下）

時間区分 区域の区分	昼間 (午前8時~午後6時)	朝・夕 (午前6時~午前8時) (午後6時~午後9時)	夜間 (午後9時~翌午前6時)
第一種区域	50dB	45dB	40dB
第二種区域	60dB	50dB	45dB
第三種区域	65dB	65dB	55dB
第四種区域	70dB	70dB	65dB

振動にかかる規制基準（敷地境界線上で下表の基準値以下）

時間区分 区域の区分	昼間 (午前8時~午後7時)	夜間 (午後7時~翌午前8時)
第一種区域	60dB	55dB
第二種区域（Ⅰ）	65dB	60dB
第二種区域（Ⅱ）	70dB	65dB

(3) 罰則について

各種届出違反や改善命令違反には、騒音規制法または振動規制法に基づく罰則が適用されることがあります。

(4) 各種届出一覧

届出事由	届出様式			添付資料※5	届出部数
	届出期限	騒音規制法	振動規制法		
指定地域内において特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始日の30日前まで	特定施設設置届出書	特定施設設置届出書	特定工場の位置図 設置する特定施設の配置図 特定施設のカタログ 騒音、振動の防止方法	（正 電 本 子 及 び メ ー ル の で の し 提 1 出 通 の 場 計 合 2 、 通 1 通 で 可 ）
新たに指定地域となった又は特定施設が新たに指定された時に、既に特定施設を設置していた場合	指定地域又は特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届出書	特定施設使用届出書	同上	
特定施設の種類や能力ごとの数を変更たり、使用方法を変更する場合	変更工事開始日の30日前まで	特定施設の種類ごとの数変更届出書※1	特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書※2	同上	
騒音や振動の防止方法を変更する場合	変更工事開始日の30日前まで	騒音の防止の方法変更届出書※3	振動の防止の方法変更届出書※3	特定工場の位置図 設置する特定施設の配置図 騒音、振動の防止方法	
法人等の名称、住所、代表者や特定工場等の名称及び所在地に変更があった場合	変更があった日から30日以内	氏名等変更届出書※4	氏名等変更届出書※4	参考になる資料があれば添付してください	
特定工場等に設置する特定施設の全ての使用を廃止した場合	使用を廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届出書	特定施設使用全廃届出書	同上	
特定工場等に設置する特定施設の全てを譲り受けたり、合併・相続等により承継した場合	承継があった日から30日以内	承継届書	承継届書	同上	

※1 特定施設の種類ごとの数が減少する場合や、特定施設の種類ごとの数が直前に届け出た数の2倍以内の増加数であれば、届出は不要です。

※2 特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合や、特定施設の使用方法の変更に際し、当該特定施設の使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合には、届出は不要です。

※3 防止方法の変更に際し、騒音、振動の大きさが増加しない場合は、届出は不要です。

※4 特定工場等の移転により所在地が変更となる場合は、特定施設使用全廃届や特定施設設置届が必要です。

※5 届出者が法人の代表者でない場合は、代表者からの委任状が必要です。

騒音規制法による特定施設の一覧

騒音規制法施行令 別表第一

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン（30t）以上のものに限る） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く） ヌ タンブラー ル 切断機（と石を用いるものに限る）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）（冷凍機を除く）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤 （製材用：原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る） （木工用：原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る） ホ 丸のこ盤（帯のこ盤と同じ） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）

振動規制法による特定施設の一覧

振動規制法施行令 別表第一

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る） コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 （原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）